

市役所新庁舎建設工事 施工者選定基準

1. 評価方法

入札価格審査、実績審査、技術審査の各評価点の合計点によって評価する。

各評価項目の配点及び評価者については以下のとおり。

評価点（300点）＝ 入札価格審査（240点）＋ 実績審査（10点）＋ 技術審査（50点）

評価項目				配点		評価者
入札価格審査				240		運営部局
実績 審査	(1)企業の能力		3	10		
	(2)配置技術者の能力	①現場代理人及び監理技術者の実績	4			
		②施工主任担当者の実績（建築） ③ // （電気設備・機械設備）	3			
技術 審査	(1)技術提案	①業務体制	6	30	選定委員	
		②品質確保	6			
		③工程管理・コスト管理	6			
		④来庁者等の利便性や周辺環境に配慮した 施工計画	9			
		⑤環境負荷低減・維持管理	3			
	(2)地域経済活性化への 貢献	①市内企業への発注や市内調達の金額	8	14	運営部局	
		②地域との協働・連携、市内企業の技術 力向上のための提案	6			
	(3)情報発信・市民参 加	①市民への情報発信に関する提案	2	4	選定委員	
		②市民参加に関する提案	2			
	(4)インクルーシブ社会の実現に関する取組		2	2	運営部局	
合計				300		—

2. 入札価格審査

参加者の入札価格について、以下に示す式により運営部局が評価を行う（配点240点）。

評価点 ＝ 240 × （ 1 － 入札価格 ／ 予定価格 ） ※小数点第3位を四捨五入

【参考】 予定価格に対し、95%の入札価格（A社）と90%の入札価格（B社）の場合、

・A社の評価点は、 240 × （ 1 － 95/100 ） ＝ 12 点

・B社の評価点は、 240 × （ 1 － 90/100 ） ＝ 24 点

3. 実績審査

参加者及び本工事の配置予定技術者等の実績について、以下に示す基準により運営部局が評価を行う（配点10点）。

なお、施工実績が複数ある場合や複数の施工主任担当者を配置する場合は、最も評価が高い1件の実績により評価する。

(1) 企業の能力（3.0）

平成21年4月1日から令和6年11月30日における、参加者が国内で完成した施工実績について評価を行う。

$$\text{評価点} = \text{規模点数} + \text{用途点数}$$

評価方法	評価基準		点数
・施工実績の規模及び用途を評価する。	規模	A：20,000㎡以上	1.5
		B：15,000㎡以上20,000㎡未満	1.0
		C：15,000㎡未満	0.0
	用途	A：庁舎	1.5
		B：銀行、本社ビル	1.0

(2) 配置技術者の能力（7.0）

平成26年4月1日から令和6年11月30日における、現場代理人、監理技術者、施工主任担当者（建築、電気設備、機械設備）の施工実績（規模、用途等）について評価を行う。

① 現場代理人及び監理技術者の実績（各2.0）

$$\text{評価点} = \text{規模点数} + \text{用途点数} + \text{構造等点数}$$

評価方法	評価基準		点数
・施工実績（現場代理人又は監理技術者として従事した実績）を評価する。	規模	A：20,000㎡以上	0.8
		B：10,000㎡以上20,000㎡未満	0.5
		C：10,000㎡未満	0.0
	用途	A：庁舎	0.8
		B：庁舎以外の公共施設、銀行、本社ビル	0.5
		C：その他	0.0
	構造等	A：上記実績が免震構造で延床面積5,000㎡以上の場合	0.4
		B：その他	0.0

② 施工主任担当者の実績（建築）（1.0）

評価点 = （ 規模点数 + 用途点数 + 構造等点数 ） × 配置係数

評価方法	評価基準		点数、 係数
・ 施工実績（本工事で配置する分野で施工実務担当者として従事した実績）を評価する。	規模	A：20,000㎡以上	0.40
		B：10,000㎡以上20,000㎡未満	0.25
		C：10,000㎡未満	0.00
	用途	A：庁舎	0.40
		B：庁舎以外の公共施設、銀行、本社ビル	0.25
		C：その他	0.00
	構造等	A：上記実績が免震構造で延床面積5,000㎡以上の場合	0.20
		B：その他	0.00
	配置	A：専任	1.00
		B：非専任	0.70

③ 施工主任担当者の実績（電気設備・機械設備）（各 1.0）

評価点 = （ 規模点数 + 用途点数 ） × 配置係数

評価方法	評価基準		点数、 係数
・ 施工実績（本工事で配置する分野で施工実務担当者として従事した実績）を評価する。	規模	A：20,000㎡以上	0.5
		B：10,000㎡以上20,000㎡未満	0.3
		C：10,000㎡未満	0.0
	用途	A：庁舎	0.5
		B：庁舎以外の公共施設、銀行、本社ビル	0.3
		C：その他	0.0
	配置	A：専任	1.0
		B：非専任	0.7

4. 技術審査

参加者の技術提案や地域経済活性化への貢献等について、以下に示す基準により評価を行う（配点50点）。

なお、技術審査評価点の合計が25点を下回る場合は、失格とする。

(1) 技術提案（30.0）

参加者の技術審査に係る提案書の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、選定委員会が評価する。

① 業務体制（6.0）

評価点 = 配点6.0点 × 係数

評価の視点	評価基準	係数
・長期間かつ複雑な本工事に対し、作業所内、社内を含む合理的な体制を構築しているか。 ・市との連絡・調整及び近隣住民対応等が求められる本工事に適した人員配置や体制となっているか。 ・緊急又は想定外事案が発生した場合における作業所の実施体制及び社内のサポート体制を構築しているか。 ・工事現場において想定されるリスクを未然に防止するための適切なリスク管理体制を構築しているか。 ・上記のほか、業務体制として有効な提案がされているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の想定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

② 品質確保（6.0）

評価点 = 配点6.0点 × 係数

評価の視点	評価基準	係数
・優れた施工品質と高い施工精度を確保するための具体的な品質管理方法、品質向上に関する提案がされているか	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の想定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

③ 工程管理・コスト管理 (6.0)

評価点 = 配点6.0点 × 係数

評価の視点	評価基準	係数
・建設資材の不足など、社会情勢の変化や施工におけるリスクを考慮し、工期遵守のための工程管理方法について提案されているか。 ・関連工事との効果的な連携調整や庁舎機能の移転作業期間等を考慮した工程計画が提案されているか。 ・建設資材高騰の影響を未然に防ぐなど、社会情勢に対応したコスト管理方法について提案されているか。 ・上記のほか、工程管理・コスト管理として有効な提案がされているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の想定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

④ 来庁者等の利便性や周辺環境に配慮した施工計画 (9.0)

評価点 = 配点9.0点 × 係数

評価の視点	評価基準	係数
・来庁者等の利便性や安全性について、現庁舎を利用しながらの現駐車場解体及び新庁舎建設、新庁舎を仮使用しながらの現庁舎解体及び道路・外構整備など、常に庁舎機能を維持した上での現地建て替えとなる工事特性を考慮した計画が提案されているか。 (提案例) ④敷地内のバリアフリーに配慮した来庁者、近隣住民、通学児童、職員等の各種動線の確保や誘導、周知方法に関する具体的な提案 ⑤各工事ステップにおける円滑な市民サービスの提供に寄与する具体的な提案 ⑥新庁舎仮使用中における来庁者の車寄せ、一部駐車場確保の具体的な提案 等 ・周辺の住環境、小学校、職員の執務環境等に配慮し、工事騒音・振動・粉じんに関する対策が適切に検討されているか。 ・上記のほか、来庁者等の利便性に配慮した施工計画として有効な提案がされているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の想定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

⑤ 環境負荷の低減・維持管理（3.0）

評価点 = 配点3.0点 × 係数

評価の視点	評価基準	係数
・建設リサイクル法に基づいたリサイクルの推進等、建設工事期間中における環境負荷の低減に関する積極的な取組が提案されているか。 ・工事完成（供用開始）後におけるライフサイクルコストの低減や維持管理のしやすさについて提案されているか。 （提案例） ①新庁舎供用開始後のアフターフォローに関する提案 ②建物のライフサイクルコストを最適化させる維持管理に関する提案 等 ※設計図書に定める工事目的物の機能や性能の変更に関する提案を求めるものではない。 ・上記のほか、環境負荷の低減・維持管理として有効な提案がされているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の想定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

(2) 地域経済活性化への貢献 (14.0)

① 市内企業への発注や市内調達金額 (8.0)

市内企業への発注や市内調達金額に関する参加者からの提案書に基づき運営部局が評価する。なお、市内企業への発注や市内調達は、事業所（本店、支店、営業所、店舗等）が明石市の住所を有し、当該住所を確認できるものとする。

評価点 = $200 \times \left(\frac{\text{市内企業発注提案価格} + \text{市内調達提案価格}}{\text{入札価格}} \right)$

※1 小数点第3位を四捨五入、

※2 評価点は8.0点以上となる場合は8.0点とする。

【① 市内企業への発注や市内調達金額範囲】については、以下に示す発注合計金額を技術審査に係る提案書【様式12】に記入すること。

なお、工事段階で実績金額を契約書や領収書等により確認するので、確実に履行可能な金額で提案すること。達成できない場合（領収証等で確認ができない場合も含む。）の取扱い等については、入札説明書「13. 技術提案内容の担保」に記載のとおり。

※1 下請けにおける市内企業への発注金額

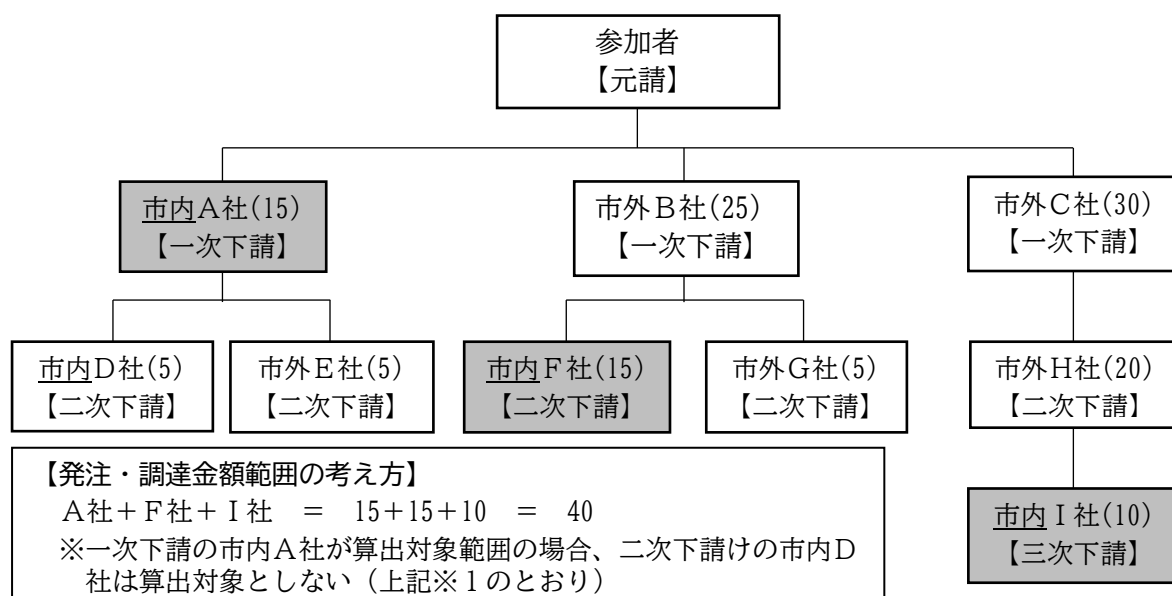
（市内企業を含むJVの場合の元請受注金額は含まない）

元請から下請けとなる市内企業に発注した金額を算出対象範囲とし、二次下請以降の市内企業への重複発注については加算しないものとする（下図【① 市内企業への発注や市内調達金額範囲】参照）。

※2 その他市内企業への調達金額

- ・資機材等購入費：元請から直接その他市内企業で調達した資機材の購入又はリース、その他日常品の購入や役務の提供、燃料費などの金額を算出対象範囲とする。
- ・住居等費用：元請が直接その他市内企業より調達した社宅借上料やホテル等宿泊費・飲食費などを算出対象範囲とする（レンタカー、タクシー代等含む。）。

図：【① 市内企業への発注や市内調達金額範囲】



② 地域との協働・連携、市内企業の技術力向上のための提案（6.0）

参加者の技術審査に係る提案書の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、選定委員会が評価する。

$$\text{評価点} = \text{配点6.0点} \times \text{係数}$$

評価の視点	評価基準	係数
・地域活動への参加や、地域との協働事業など、地域振興のための取組が提案されているか。 ・市内企業の技術力向上のための方策などが提案されているか。 ・上記のほか、地域との協働・連携、市内企業の技術力向上のための有効な提案がされているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の設定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

(3) 情報発信・市民参加（4.0）

参加者の技術審査に係る提案書の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、選定委員会が評価する。

① 市民への情報発信に関する提案（2.0）

$$\text{評価点} = \text{配点2.0点} \times \text{係数}$$

評価の視点	評価基準	係数
・工事の進捗状況や工事期間中のアクセス方法変更等に関する周知に加え、新庁舎に対して多くの市民に関心を持ってもらうための有効な情報発信方法が提案されているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の設定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

② 市民参加に関する提案（2.0）

$$\text{評価点} = \text{配点2.0点} \times \text{係数}$$

評価の視点	評価基準	係数
・「明石らしく、訪れたくなる庁舎」を実現するため、市民が庁舎建設に何らかの形で参加できる提案がされているか。	非常に優れた提案	1.0
	優れた提案	0.8
	通常想定される提案	0.6
	通常の設定をやや下回る提案	0.4
	最低限必要とされる提案	0.2

(4) インクルーシブ社会の実現に関する取組（2.0）

参加者のインクルーシブ社会の実現に関する取組について、運営部局が評価する。

評価の視点	評価基準	点数
・ インクルーシブ社会の実現に関する現時点の企業としての取組を評価する。 (取組例) ①女性活躍推進法または次世代育成支援対策法に基づく女性活躍の推進 ②障害者雇用促進法に基づく障害者雇用の促進 ③若者雇用促進法に基づく若者雇用の促進	積極的な取組が行われている (例：法に基づく認定企業である、先進的な取組実績がある等)	2.0
	取組が行われている(例：定期的に社員へ研修を行っている、育児休暇の就業規則を設けている等)	1.0
	取組が行われていない	0